

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

社会福祉法人 全国盲ろう者協会
理事長 真砂 靖

社会福祉法人 全国盲ろう者協会の概要

1. 設立年月日：平成3年3月2日

2. 活動目的及び主な活動内容：

全国の盲ろう者の福祉を目的として創設され、盲ろう者の更生相談に応ずる事業、盲ろう者に係る社会福祉事業に関する連絡を行う事業を行うとともに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に係る研修会などの開催、全国盲ろう者大会の開催、盲ろう者国際協力推進など盲ろう者支援にかかる活動を長年にわたり展開している。

【主な活動内容】

- ・ 全国盲ろう者大会の開催
- ・ 盲ろう者生活相談事業
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- ・ 盲ろう者福祉啓発事業
- ・ 盲ろう者国際協力事業
- ・ 盲ろう者情報機器活用訓練等事業
- ・ 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業
- ・ 盲ろう者向け生活訓練等事業
- ・ 盲ろう者の専門誌「コミュニカ」の発行

3. 関係する盲ろう者地域団体数(盲ろう者友の会)：48団体(46都道府県 平成29年3月末時点)

4. 当協会登録盲ろう者数：960人(平成29年3月末時点)

5. 法人代表： 理事長 真砂 靖

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1 同行援護における盲ろう者向け事業の実施 関係

- (1) 盲ろう者支援加算(仮称)の創設について(「視点2」を中心に)
 - ・平成27年12月の社会保障審議会障害者部会報告書において「意思疎通支援については、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべき」とされたことを踏まえ、盲ろう者が同行援護の枠組の中で、必要な移動支援及び意思疎通支援(通訳・介助サービス)を受けられるよう見直しを行う必要がある。
 - ・このため、盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援に関して十分な知識、技能を有する者が、同行援護従業者として盲ろう者の支援を行った場合に、盲ろう者支援加算(仮称)の対象とする制度を新たに設けることを求める。
- (2) 同行援護の報酬に係る国庫負担基準の見直しについて(「視点2」を中心に)
 - ・現行の同行援護の国庫負担基準については、盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援(通訳・介助サービス)を想定したもとはなっていない。盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援は、盲ろう者が健康で文化的な最低限度の生活を送る上で欠くことのできない、また、日々継続的に必要なものであることから、十分な派遣時間を確保できるよう、盲ろう者支援に係る国庫負担基準の見直しを求める。
- (3) 盲ろう者支援に係る職員の資格等について(「視点2」を中心に)
 - ・現行の同行援護従業者養成研修(一般20時間・応用12時間)と、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修(必修42時間・選択42時間)では内容に一定の差異があるが、同行援護において盲ろう者向け事業を円滑に進めるためには、現行の盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護の従業員となれるよう、資格の見直しを行うことを求める。
 - ・同行援護事業所において盲ろう者の支援を効果的に行うためには、当該事業所のサービス提供責任者が盲ろう者支援に関して一定の専門性を有することが望ましい。このため、サービス提供責任者の資格要件に、盲ろう者支援に関する実務経験を含めることを求める。
 - ・盲ろう者の計画相談支援については、相談支援専門員が盲ろう者支援に関する一定の専門性を有することが望ましいことから、相談支援専門員の資格要件に盲ろう者支援に関する実務経験を含めることを求める。また、盲ろう者の意思疎通の困難性から、盲ろう者の計画相談支援の報酬に何らかの加算を設けることを求める。

2 盲ろう者が利用する就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助 関係

- (1) 盲ろう者の意思疎通支援と通所(移動)の支援について(「視点2」を中心に)
 - ・盲ろう者の意思疎通支援の特性(触手話、指点字、弱視手話など)から、意思疎通支援が必要な場面においては、1対1の職員配置が必要である。また、通所(移動)においても、基本的には支援職員が個別に対応する必要がある。このようなことから、盲ろう者の支援に係る特別加算を設ける必要がある。
- (2) 他の訪問系サービスの併用について(「視点2」を中心に)
 - ・盲ろう者に関する特別加算を設けるほかにも、就労継続支援B型などの事業を盲ろう者が利用するにあたって、同行援護など他の訪問系サービスの併用を認めることでも、有効な盲ろう者支援が可能となる。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

1 同行援護における盲ろう者向け事業の実施

(1) 盲ろう者支援加算(仮称)の創設について(「視点2」を中心に)

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 視覚と聴覚に重複して障害を持つ盲ろう者は、意思疎通(コミュニケーション)、移動、情報の取得に大きな困難を抱えており、盲ろう者向け通訳・介助員による人的な支援は、盲ろう者の自立と社会参加を進める上で重要な役割を果たしている。しかしながら、この事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業として実施されているため、実施主体である都道府県(政令指定都市・中核市を含む)においては予算枠が限定されており、通訳・介助員派遣時間の絶対量が大幅に不足している。また、都道府県間の格差も大きい。
- ・ 一方、視覚障害者に対して移動支援と情報支援を行う個別給付事業として同行援護事業が実施されているが、一般の同行援護従業者は、盲ろう者と意思疎通ができないことなどから、盲ろう者が現行の同行援護を利用することは困難な状況である。

【意見・提案の内容】

- ・ 障害者総合支援法施行3年後の見直しに関する社会保障審議会障害者部会報告書(平成27年12月)において「意思疎通支援については、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しを行うべき」とされたことを踏まえ、現行の地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は継続しつつ、同行援護の枠組の中で、盲ろう者の障害特性やニーズに配慮した盲ろう者向けの事業(「盲ろう者向け同行援護事業(仮称)」)を実施する必要があると考えている。
- ・ このため、盲ろう者の移動支援と意思疎通支援に関して十分な知識と技能を有する者(現行の盲ろう者向け通訳・介助員)が盲ろう者の支援(通訳・介助サービス)を行った場合において、当該業務の困難性、専門性を踏まえて一般の同行援護の報酬に「盲ろう者支援加算(仮称)」を上乗せする制度を新たに設ける必要がある。

(2) 同行援護の報酬に係る国庫負担基準の見直しについて(「視点2」を中心に)

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 同行援護の報酬に係る現行の国庫負担基準については、盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援(通訳・介助サービス)を想定したものにはなっていない。盲ろう者は、視覚障害と聴覚障害を重複することにより、外出時の危険察知や定位などに関して重大な支障があり、意思疎通の困難性も踏まえれば、同行援護などの人的支援を受けずに外出することは極めて困難である。盲ろう者にとっての移動支援と意思疎通支援は、盲ろう者が健康で文化的な最低限度の生活を送る上で欠くことのできないものであり、また、日々継続的に必要なものであることから、十分な派遣時間を確保できるよう、盲ろう者支援に係る国庫負担基準の見直しが必要である。
- ・ 内耳の「前庭機能」に異常のある聴覚障害を持つ盲ろう者は、平衡機能に障害を持つ場合が多く、歩行時に強いふらつきが出る盲ろう者も多い。このような盲ろう者に関しては、安全管理の上からも、二人の介助者が両側から支えて歩く必要がある。また、外出先での意思疎通支援においても、盲ろう者のコミュニケーション方法(触手話、指点字など)には、支援者への負担が大きいものが多く、二人の通訳者が交代で通訳することが必要な場合も多い。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

【意見・提案の内容】

- ・ 同行援護の報酬にかかる国庫負担算定基準に、「盲ろう者支援加算(仮称)」対象者の区分を設け、十分な派遣時間が確保されるよう、適正な基準を設定する必要がある。
- ・ この基準設定にあたっては、盲ろう者に対する同行援護従業者の複数派遣の必要性についても、十分配慮したものとする必要がある。
- ・ 身体障害者手帳において視覚障害と聴覚障害が重複している盲ろう者は、全国で14,329人と推計(平成24年度「盲ろう者に関する実態調査報告」)されているが、その中で、現行の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を利用している者は、1,080人(平成28年度調査)程度である。このことから、盲ろう者の同行援護利用に係る国庫負担基準の見直しは、全体としては、障害福祉サービスの財政規模に大きな影響は与えないものと見込まれる。

(3) 盲ろう者支援に係る職員の資格等について(「視点2」を中心に)

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 現行の同行援護従業者養成研修(一般20時間・応用12時間)は、盲ろう者の支援を想定したカリキュラムとはなっていない。一方で、現行の盲ろう者向け通訳・介助員養成研修(必修42時間・選択42時間)は、盲ろう者の支援に特化したカリキュラムとなっており、また、既に養成研修を受講して、盲ろう者向け通訳・介助員として派遣事業所に登録している者は、5,608人(平成28年度調査)となっている。このようなことから、同行援護における盲ろう者向け事業の円滑な実施のためには、盲ろう者向け通訳・介助員を最大限有効に活用していく必要がある。
- ・ 盲ろう者の障害の状況は多様(全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など)であり、それに応じて、そのコミュニケーション方法も多様(指点字、触手話、弱視手話など)である。このような盲ろう者に対して、適切かつ効果的に支援を行っていくためには、同行援護従業者はもとより、サービス提供責任者も盲ろう者支援に対して一定の専門性を有することが望ましい。このため、サービス提供責任者の資格要件に、盲ろう者支援に関する実務経験を加える必要がある。
- ・ 盲ろう者の同行援護等の障害福祉サービス利用に係るサービス等利用計画の作成にあたっては、当該盲ろう者と十分な意思疎通を図ることが必要であり、また、本来的には、盲ろう者の障害特性や支援方法等についての専門知識も求められる。さらに、慣れた通訳・介助員が付いている場合でも、盲ろう者との意思疎通には、非常に長い時間を要することから、盲ろう者のサービス等利用計画作成には、通常よりも相当に長い時間を要する。

【意見・提案の内容】

- ・ 現行の盲ろう者向け通訳・介助員が、そのまま同行援護の従業者となれるよう、資格の見直しが必要である。
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員の業務、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業所のコーディネーターの業務、盲ろう者、との相談業務など、盲ろう者支援に関する実務経験を、同行援護事業所のサービス提供責任者の資格要件に加える必要がある。
- ・ 盲ろう者支援に関わる相談支援専門員の資格要件に、上記の盲ろう者支援に関する実務経験を加える必要がある。また、盲ろう者の計画相談支援の報酬には、何らかの加算を設けるべきである。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

2 盲ろう者が利用する就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助

(1) 盲ろう者の意思疎通支援と通所(移動)の支援について(「視点2」を中心に)

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 盲ろう者が利用している就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助の事業所においては、朝、夕の全体ミーティングや各種の打合せ、交流会などのほか、利用者への個別の指示や確認、利用者同士の連絡や相談など、意思疎通支援が必要な場面が日常的に存在している。視覚障害者の場合は、基本的には音声による意思疎通が可能であり、聴覚障害者の場合は、職場内に全体手話通訳が1名配置されていれば、意思疎通支援は可能で、また、利用者同士の手話による意思疎通も可能である。しかしながら、盲ろう者の場合は、コミュニケーション方法が、触手話、指点字、弱視手話など、1対1の対応が必要であり、コミュニケーション方法が異なれば、盲ろう者同士であっても、意思疎通支援が必要である。このようなことから、盲ろう者の意思疎通支援については、現行の視覚・聴覚言語障害者支援加算(41単位/日)では対応できない。
- ・ 現行の福祉専門職員配置等加算においては、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士は、加算算定の対象となるが、盲ろう者向け通訳・介助員の有資格者を配置しても、加算算定の対象外である。
- ・ 盲ろう者は、単独歩行が困難で、通所(移動)にあたっては、1対1の支援が必要である。また、盲ろう者は人数が少なく、盲ろう者の受け入れが可能な就労継続支援B型や生活介護の事業所も非常に限られているため、遠隔地から通所せざるを得ない場合も多い。このような場合、事業所の送迎車による送迎は困難であり、公共交通機関を利用して通所する必要がある。

【意見・提案の内容】

- ・ 盲ろう者への意思疎通支援が必要な場面において、1対1の支援を可能とする特別加算を設けるべきである。
- ・ 福祉専門職員配置等加算の算定には、盲ろう者向け通訳・介助員の有資格者の配置も反映させるべきである。
- ・ 盲ろう者に係る送迎加算を引き上げるとともに、公共交通機関を利用した送迎が可能となるよう内容を見直すべきである。

(2) 他の訪問系サービスの併用について(「視点2」を中心に)

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 盲ろう者が就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助の事業所を利用するにあたって、上記(1)記載のとおり、意思疎通支援や通所(移動)支援に関しては、1対1の支援が必要である。このような支援体制を、当該事業所に対する報酬の加算だけでなく、他の訪問系サービスを併用することで実現することも可能と考えられる。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

【意見・提案の内容】

- ・ 盲ろう者への意思疎通支援や移動支援が必要な場面においては、就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助の事業所への同行援護従業者(盲ろう者支援に関して十分な知識、技能を有する者に限る)の派遣を認めるべきである。
- ・ 盲ろう者が利用する就労継続支援B型、生活介護の事業所において同行援護を利用するにあたっては、現行の共同生活援助における居宅介護の利用と同様に、「外部サービス利用型」のほか、個人単位での利用も可能とすべきである。

(参考資料)

1 盲ろう者の状況（平成24年度「盲ろう者に関する実態調査報告書」 全国盲ろう者協会）

(1) 全国の盲ろう者数の推計 14, 329人（身体障害者手帳に、視覚と聴覚の両方の障害が記載されている者）

(2) 盲ろう者の年齢構成

- ・15歳未満 0. 8%
- ・15歳～65歳未満 18. 1%
- ・65歳以上 77. 4%

(3) 盲ろう者の総合障害等級(身体障害者手帳)

- ・総合1級 49. 5%
- ・総合2級 25. 6%
- ・その他 24. 9%

2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業利用者数の推移（派遣事業所利用登録盲ろう者数 全国盲ろう者協会調べ）

- ・平成24年度 940人
- ・平成25年度 990人
- ・平成26年度 1, 020人
- ・平成27年度 1, 054人
- ・平成28年度 1, 080人

3 盲ろう者向け通訳・介助員数の推移（派遣事業所登録通訳・介助員数 全国盲ろう者協会調べ）

- ・平成24年度 4, 533人
- ・平成25年度 4, 883人
- ・平成26年度 5, 388人
- ・平成27年度 5, 470人
- ・平成28年度 5, 608人

4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の一人当り利用可能時間（平成28年度の全国平均 全国盲ろう者協会調べ）

- ・年間利用可能時間 197時間
- ・月間利用可能時間 16時間

※利用可能時間とは、各都道府県(指定都市・中核市)の派遣事業予算計上額(管理費等を除く)を、利用盲ろう数と時間単価で除した数値の全国平均